

# 一般社団法人愛知 PFS 協会規約（会則）

## （名称）

第1条 本団体は、一般社団法人愛知 PFS 協会と称する。

## （所在地）

第2条 所在地は、愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 26 番 8 号に置く。

## （設立年月日）

第3条 本団体の設立年月日は、平成 26 年 1 月 30 日とする。

## （目的）

第4条 本団体は、下記の運営を行うことを目的する。

- (1) 障害者若しくは生活困窮者又は事故・災害もしくは犯罪による被害の支援を目的とする事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通称支援事業
- (3) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (4) 勤労意欲のある者に対する就労支援を目的とする事業
- (5) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (6) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (7) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (8) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (9) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (10) その他、当団体の目的を達成するために必要な事業

## （事業）

第5条 本団体は、全条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 高校卒業資格認定へのサポート
- (2) 不登校・ひきこもり経験者の社会復帰のサポート
- (3) 障害児支援
- (4) 居場所
- (5) 学習支援
- (6) その他前条の達成のために必要な活動

## （代表者とその権限）

第6条 代表理事は、一般社団法人愛知 PFS 協会の代表とし、その団体業務を統括する。

## （役員）

第7条 本団体は、次の役員および構成員を置く。

- (1) 代表理事 1 名
- (2) 理事 2 名
- (3) 監事 1 名
- (4) 構成員 2 名以上

## （会計年度）

第8条 本団体の会計度は、毎年 1 月 1 日より翌年 12 月 31 日までとする。

(会計報告)

第9条 本団体の会計報告は、当団体において報告を行う。

(付 則)

第10条 この規約は、平成 26 年 1 月 30 日より施行する。

附則（平成 27 年 6 月 25 日規定 4 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。